

内閣参質一八五第五号

平成二十五年十月二十五日

内閣總理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭 殿

参議院議員江口克彦君提出山本沖縄及び北方対策担当大臣の北方領土訪問等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員江口克彦君提出山本沖縄及び北方対策担当大臣の北方領土訪問等に関する質問に対する答

弁書

一について

安倍晋三内閣総理大臣、岸田文雄外務大臣及びその他の国務大臣が北方領土を訪問する具体的な予定は、現時点ではない。

二について

四島交流事業は、北方領土問題の解決を含む我が国とロシア連邦との間の平和条約締結問題が解決されるまでの間、相互理解の増進を図り、もつてそのような問題の解決に寄与することを目的として行われている。政府としては、御指摘の山本一太内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の発言は、当該目的に反するものとは考えていない。また、お尋ねの「北方四島交流で北方領土を訪問した閣僚の、領土問題解決についての発言が、日露の平和条約締結交渉に何らかの影響を及ぼすことはあるのか」については、個々の状況により異なるものであることから、一概にお答えすることは困難であるが、政府としては、御指摘の山本一太内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）の発言がロシア連邦との間の平和条約の締結に関

する交渉に影響を及ぼすものとは考えていない。

三について

政府としては、御指摘の日露首脳会談の結果を踏まえ、北方四島の帰属の問題を解決してロシア連邦との間で平和条約を締結するとの方針の下、ロシア連邦政府との間で首脳会談及び外交当局間の協議を通じて交渉を行っていく考え方である。